

令和7年度

幼稚園型一時預かり事業実施園における 預かり保育料補助金交付認定申請・請求について

預かり保育料補助金交付認定申請・請求の オンライン申請ができます



幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付の対象となる方は以下のとおりです。

- 1 市内の「地域型保育事業等（※）卒園していること。
- 2 地域型保育事業等を卒園後最初の4月1日時点で新2号の認定を受けていること。
- 3 地域型保育事業等を卒園後最初の4月1日時点で川崎市幼稚園型一時預かり事業を実施している
川崎市内の幼稚園・認定こども園に入園すること

※小規模保育事業 A 型～C 型、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠のみ）、2歳児までの認可保育所（川崎乳児保育所）

手続き方法

- 1) 幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付認定申請フォーム

以下の URL 又は右記の二次元コードを読み取っていただくと申請フォームにアクセス

<https://logoform.jp/form/FUQz/142302>



- 2) 幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付請求フォーム

以下の URL 又は右記の二次元コードを読み取っていただくと請求フォームにアクセス
することができます。

<https://logoform.jp/form/FUQz/144426>



- 幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金についてご不明な点は
川崎市幼保無償化事務センター（電話 044-246-2025 平日 10:00～19:00）までお問合せください。
- オンライン申請についてご不明な点は
川崎市こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当（TEL044-200-3179）までお問合せください。